

**２０２５年度 公益財団法人日本台湾交流協会 日本研究者育成支援事業
「日本研究ポストドクター研究員」募集要項**

２０２５年３月３日
公益財団法人日本台湾交流協会

公益財団法人日本台湾交流協会では、台湾における日本研究者の育成が日台関係の強化及び台湾の学術の深化に重要な役割を果たしていると認識し、当協会と協力覚書を結んだ受入研究機関に対して資金を提供し、日本研究を専門とする若手研究者がポストドクター研究員として受入研究機関に雇用され、研究活動を行うことを支援します。当協会が資金を支援するポストドクター研究員を「日本研究ポストドクター研究員」と呼びます。

本募集については、２０２５年度予算が成立することを前提としております。募集内容が変更となる可能性がありますことを御了承の上、御応募ください。

１．２０２５年度受入研究機関

国立台湾大学法律学院

受入研究者：国立台湾大学法律学院に所属する教員

① 受入研究機関による雇用開始日：２０２５年１０月１日予定（最長３年間まで）

② 採用予定数：若干名

※今後、受入研究機関を追加する可能性がある。

２．申請者の資格及び条件

以下の全ての資格及び条件を満たすこと。

- （１）真摯にアカデミアのキャリアを追求し、日本について関心があり、進んで日本に対する理解を深めようとする意欲がある者で、台湾において研究に従事する能力を有する者。
- （２）大学において博士号を取得した者で、以下①～③のいずれかに該当する台湾籍の者。①～③のうち、①及び②の者を優先する。
 - ①台湾で日本を対象とする研究で博士号を取得した者
 - ②日本の大学で日本を対象とする研究で博士号を取得した者
 - ③その他、海外の大学で日本を対象とする研究で博士号を取得した者
- （３）雇用開始月から数え、博士の学位を取得後１０年未満の者（２０１５年１０月１日以降に学位を取得した者。申請時には見込みでも良いが、２０２５年９月１日までに学位取得の証明を提出できる者。）
- （４）心身ともに台湾の大学における研究に支障がないこと。

３．待遇

- （１）受入研究機関による雇用

受入研究機関において日本研究ポストドクター研究員として雇用され、受入研究機関より以

下の給与等の支給を受けることができる。

①支給金額

年	金額（月額）
1年目	60,000元
2年目	62,000元
3年目	64,000元

※1年目以降の支給金額について、給与規定等の改訂により変動する可能性がある。

②支給期間

1年ごとに研究成果の審査を経て更新。最大3年までとする。

③勤務条件

国立台湾大学法律学院での日台交流活動に参加すること

（2）当協会助成事業への応募

日本研究ポストドクター研究員は、受入研究機関による雇用期間中であっても当協会が実施する以下の助成事業に応募することができる。

- ・フェローシップ事業 <https://www.koryu.or.jp/business/exchange/fellowship/>
- ・国際学会等参加経費助成事業 <https://www.koryu.or.jp/business/study/presentation/>
- ・共同研究助成事業（人文・社会科学分野） <https://www.koryu.or.jp/business/exchange/joint/>
- ・学術イベント助成（人文・社会科学分野） <https://www.koryu.or.jp/business/study/grant/>

4. 義務及び遵守事項

日本研究ポストドクター研究員として受入研究機関に雇用された場合、次の義務及び遵守事項を守る必要がある。違反した者は受入研究機関による雇用を終了するとともに、受入研究機関から損害賠償を請求することがある。

（1）研究専念義務

- ① 研究に専念し、研究以外の学内業務に従事しないこと（一部の教育活動を除く。）
- ② 研究計画に従って積極的に研究を進めること。
- ③ 原則として研究課題や研究計画を変更しないこと。ただし、研究計画については研究の進展状況による変更の必要があれば、これを認めることがある。
- ④ 1年に1回以上学会・ワークショップ等で研究発表すること。

（2）報告書の提出義務

- ① 新規・継続採用時に申請書とは別に詳細な研究計画を提出すること。
- ② 当協会が定める時期に報告を行うこと（毎年の契約期間終了日の3ヶ月前に「研究報告

書」を提出する)。

- ③ 提出書類を当協会が定める期限内に提出すること。

(3) 当協会への協力義務

- ① 日本研究ポストドクター研究員は、受入研究機関による雇用期間中、当協会の行う事業に積極的に参加及び協力すること。
- ② 受入研究機関による雇用期間満了以降も、当協会が実施する各事業（アンケート調査、イベント、懇親会等）に積極的に協力し、日本と台湾との関係の向上に努めること。

(4) 遵守事項

- ① 申請書類や受入研究機関による雇用後の提出書類に虚偽の記載を行わないこと。
- ② 他の機関、団体等から重複して生活費として利用可能な奨学金等の資金援助を受けないこと。
- ③ 日本研究ポストドクター研究員の受入研究機関による雇用期間中は給与が生ずる他の身分を持たないこと。
- ④ 研究上の不正行為を行わず、研究費の不正使用を行わないこと。
- ⑤ その他、法令等及び公序良俗に反する行為を行わないこと。

(5) 例外事項

- ① 日本研究ポストドクター研究員は、受入研究機関による雇用期間中、原則としてポストドクター研究員以外の身分を持つことはできないが、大学やその他研究機関で非常勤講師として週当たり4時間を上限として勤務すること、また研究・教育に関する講演で報酬を受給することが認められる。
- ② 日本研究ポストドクター研究員は、給与や奨学金に相当する内容でなければ、国科会などの他機関による研究費の助成を受給することができる。
- ③ 出産・育児又は傷病によってやむを得ず研究を継続できないときは、受入研究機関の定める規則の範囲内で、採用中断の扱いを受けることができる。採用中断中の期間は受入研究機関による雇用期間に含めないものとする。

(6) 中途辞退について

以下の事項に該当する場合は、辞退予定日の1ヶ月前までに受入研究機関に辞退届を提出し、受入研究機関による雇用を中途辞退すること。前記の辞退届を提出する際に、当協会にも副本で連絡すること。

- ① 常勤職及びそれに準ずる職に就く場合
- ② 日本研究ポストドクター研究員として研究が遂行できない場合
- ③ その他日本研究ポストドクター研究員を中途辞退する必要性が生じた場合

5. 申請方法

日本台湾交流協会台北事務所ウェブサイト（<https://www.koryu.or.jp/business/study/jspd/>）から申請書の様式をダウンロードし、以下の手順に従って申請手続きをすること。

- (1) 申請者は、以下の申請書類に必要事項を記入し、PDF ファイルにして受付期間内に受入研究機関までメールで提出すること。

申請書類の提出先：国立台湾大学法律学院 国際交流室

E-mail：ntulawintso@ntu.edu.tw

1	申請書（申請書類様式1） ※中国語 ※受入研究者リストには受入を希望する研究者を最大2名まで記入すること。自分の研究テーマに合致する研究者が見つからなかった場合は空欄でもかまわない。候補が空欄もしくは受入同意を得ていない場合は、受入研究機関が受入研究者を選定する。
2	研究計画書（申請書類様式2） ※中国語及び英語または中国語及び日本語 ※採用決定後に詳細なスケジュールを記載した研究計画の提出を求める。 ※採用決定後に研究計画の大幅な変更があった場合は採用を取り消すことがある。
3	博士論文概要 ※中国語及び英語または中国語及び日本語
4	博士論文本文 ※原本もしくは出版物のコピー
5	博士学位取得証明書 ※応募時に博士号取得見込者である場合は、大学院が発行した卒業見込証明書を提出すること。 ※採用時までには博士学位取得証明書の提出がなければ採用を取り消す。
6	博士学位を取得した大学の全学年成績証明書（出身大学が発行したもの）
7	身分証明書のコピー

- (2) 申請者が受入研究者に連絡を取り受入同意を得ている場合は、以下の受入同意書を受入研究者から受領し、申請書類と併せて提出すること。

8	受入同意書（申請書類様式3） ※中国語
---	-------------------------------

- (3) 申請者は博士論文の指導教授もしくはそれに準ずる研究者の推薦を得て、以下の推薦書に必要事項を記入し、PDF ファイルにして受付期間内に受入研究機関までメールで提出する

よう依頼すること。なお受入教員と同一人物による推薦は認めない。

9	推薦書（申請書類様式4） ※中国語、英語、日本語のいずれか ※博士論文の指導教授もしくはそれに準ずる研究者が記入し、推薦者から直接受入研究機関に送付すること。
---	--

- （4）申請にあたっては以下の受付期間を遵守すること。申請書類の提出後1週間以内に受入研究機関から申請完了メールが届かない場合、メールで確認すること。

申請書受付期間：2025年3月3日（月）～2025年7月31日（木）

6. 選考方法

（1）審査方法

当協会と受入研究機関による書類選考を経て、当協会が委嘱する外部専門家による面接審査により最終決定する。

（2）選考基準

主な選考基準については、以下の通り。

- ① 日本を対象とする研究であること。
- ② 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。
- ③ 研究にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- ④ 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ⑤ 博士課程での研究の単なる継続ではなく、自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること。

（3）面接審査の実施

書類選考によって選抜された若干名に対し、面接審査を実施する。面接会場は、台湾在住者は協会台北事務所、日本在住者は協会東京本部となる。欧米圏在住の者はオンラインで可とする。

（4）結果通知

最終的な審査結果を2025年9月上旬までに受入研究機関より雇用予定者にメールにて通知する。

7. 注意事項

- （1）申請書に不実の記載を行った者は採用しない。
- （2）受付期間外の申請書の提出は受理しないので、時間に余裕をもって申請を行うこと。
- （3）審査結果についての電話及び来訪による照会には応じない。

8. 問い合わせ先

(1) 募集内容全般について

(公財) 日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部 日本研究者育成支援担当
台北市慶城街28号(通泰商業大樓)

TEL : (02) 2713-8000 (内線2412)

FAX : (02) 2713-0541

E-mail : koryujs-k1@tp.koryu.or.jp

(2) 受入教員の選定及び提出書類について

国立台湾大学法律学院 国際交流室
台北市羅斯福路四段一號

TEL : (02) 3366-8961

FAX : (02) 3366-8904

E-mail : ntulawintso@ntu.edu.tw